

大津市重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の一人暮らしの重度身体障害者に緊急通報システムを利用させることにより、急病や災害等の緊急事態への迅速かつ適切な対応を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するものをいう。
- (2) コールセンター 第11条第3号及び第4号に掲げる業務を処理する窓口として、市長又は当該業務の委託を受けた者が設置するものをいう。
- (3) 緊急通報システム 在宅の一人暮らしの重度身体障害者が急病にかかったとき、又は災害等の緊急事態に遭遇したときに、当該重度身体障害者の居宅に設置する緊急通報用発信設備（以下「発信設備」という。）を用いて、コールセンターに緊急（相談）通報し、必要に応じてコールセンターから消防局通信指令課（以下「通信指令課」という。）に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得ながら、当該重度身体障害者の救護等を行う制度をいう。

(利用対象者)

第3条 緊急通報システムを利用することができる対象者は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一人暮らしの重度身体障害者で、緊急事態に際して機敏に行動することが困難なものの
- (2) その他前号と同程度の状況にあると市長が特に認めた者

(近隣協力者)

第4条 緊急通報システムを利用しようとする者は、緊急事態が発生した場合に次項に定める事項について協力が得られる者（以下「近隣協力者」という。）を原則として3人以上確保しておかなければならない。

2 近隣協力者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 緊急通報システム利用者から緊急通報がなされた場合、コールセンターからの要請により利用者の様態等を確認すること。
- (2) 前号の確認の結果に基づいた救護活動を行い、必要に応じてコールセンター及び通信指令課への連絡を行うこと。

(3) その他この事業の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

(利用の申請)

第5条 緊急通報システムを利用しようとする者は、大津市重度身体障害者緊急通報システム利用申請書（様式第1号）に、大津市重度身体障害者緊急通報システム近隣協力者承諾書（様式第2号）を添付して、市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請者の生活状況等を調査の上審査を行い、緊急通報システムの利用を適当と認めたときは大津市重度身体障害者緊急通報システム利用決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは大津市重度身体障害者緊急通報システム利用申請棄却・却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(発信設備の貸与)

第7条 市長は、前条の規定により緊急通報システムの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる発信設備を貸与する。

- (1) 緊急通報端末機（本体）
- (2) ペンダント型押しボタン（無線発信器）
- (3) 枕元用押しボタン（有線発信器）

2 利用者は、緊急通報システム発信設備借受書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(発信設備の管理)

第8条 利用者は、善良な管理者としての注意をもって発信設備を使用しなければならない。

2 利用者は、発信設備をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、担保に供し、又はその現状を変更してはならない。

(届出事項)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム現況変更届出書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 掛かりつけの医療機関に変更があったとき。
- (3) 近隣協力者を変更したとき、及び近隣協力者の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき。
- (4) 緊急事態発生時の親族等の連絡先を変更したとき、及び親族等の連絡先の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき。
- (5) 緊急搬送された場合の住居管理者を変更したとき、及び住居管理者の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき。
- (6) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(7) その他市長が必要があると認めるとき。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システムの利用決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、大津市重度身体障害者緊急通報システム利用決定取消通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

- (1) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって発信設備の貸与を受けたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 市外へ転出したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 利用者は、前項の規定により、緊急通報システムの利用決定を取り消されたときは、直ちに発信設備を返還しなければならない。

(業務の委託)

第11条 この事業における次に掲げる業務を市長が適当であると認める業者に委託することができる。

- (1) 発信設備の取付け及び撤去に係る業務
- (2) 発信設備の保守点検に係る業務
- (3) 緊急通報受信に係る業務
- (4) 相談通報受信に係る業務

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正前の様式第一号の規定による重度身体障害者緊急通報システム利用申請書、様式第2号の規定による重度身体障害者緊急通報システム近隣協力者承諾書及び様式第6号の規定による緊急通報システム現況変更届出書は、改正後の大津市重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市重度身体障害者緊急通報システム利用申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者（利用者）
住所：

氏名： 印

電話： ー

申請者が緊急通報を発した場合において、受信センターからの確認の電話に応じないときは、協力者、関係機関職員等が申請者の住居に立ち入ることを認めます。その際に、申請者の住居等に破損等が生じたとしても、申請者の費用負担により修理等の対応を行います。

また、申請者は、NTTアナログ回線以外の回線を利用して生じた不具合に起因する損害について、本市及び委託業者に対し、一切の苦情又は損害賠償を申し立てません。

利用者	住所		電話		ー	
	氏名		男・女	生年月日	大・昭・平	年 月 日
	身体障害者手帳番号 () 第 号 年 月 日 交付					
	障害名					
	緊急通報システムが必要な理由					
	血液型 (型)					
	掛かりつけの医療機関名		病院・医院			
近隣協力者	主治医名				電話	
	氏名	住所			電話番号	
緊急連絡先						
住居管理者						

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大津市重度身体障害者緊急通報システム近隣協力者承諾書

（宛先）

大 津 市 長

住 所.....

ふりがな

氏 名.....^⑩

電 話.....

私は、 氏の急病や事故等による
緊急通報があれば、近隣協力者として行動し、安否の確認と
不安の解消に協力します。

また、近隣協力者として知り得た秘密を他に漏らしません。

様式第3号（第6条関係）

大津市重度身体障害者緊急通報システム利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システムの利用
を次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象者

利用者氏名

利用者住所

登録番号

2 決定内容

貸与開始日

事業者名

様式第4号（第6条関係）

大津市重度身体障害者緊急通報システム利用申請棄却・却下通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システムの利用を
次のとおり申請を棄却・却下しましたので通知します。

記

1 対象者

対象者氏名

対象者住所

2 棄却・却下の理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

緊急通報システム発信設備借受書

年 月 日

（宛先）

大津市長

利用者

住所：

氏名：

印

電話： —

- 1 次の発信設備を借り受け、細心の注意をもって使用します。
 - ・ 緊急通報システム
 - ・ ペンダント型押しボタン（無線発信器）
- 2 発信設備を利用目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、担保に供し、又はその現状を変更しません。
- 3 大津市重度身体障害者緊急通報システム利用申請書に記載の内容に変更が生じた場合（住所変更や近隣協力者の変更等）は、緊急通報システム現況変更届出書を提出します。

様式第 6 号（第 9 条関係）

緊急通報システム現況変更届出書

年 月 日

(宛先)
大津市長

利用者本人
住所：

氏名： 印

電話： ー

緊急通報システムを利用するに当たり、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

変 更 前	変 更 後
利用者の氏名・住所・電話番号	
掛かりつけの医療機関	
近隣協力者の氏名・住所・電話番号	
緊急連絡先の氏名・住所・電話番号	
その他	

様式第 7 号（第 10 条関係）

大津市重度身体障害者緊急通報システム利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長

大津市重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱第 10 条に該当するに至ったので、緊急通報システム利用決定の取消しを通知します。

記

1 対象者

対象者氏名

対象者住所

登録番号

2 取消理由
